主 文 本件控訴は、平成三年四月二三日被告人がした控訴取下により終了した ものである。

理 由

本件控訴の取下に関する弁護人らの主張は、弁護人岡崎敬、同大西啓介連名作成名義の平成三年一二月一八日付意見書記載のとおりであるから、これを引用する。所論は、要するに、(一)被告人は、本件控訴取下書を提出した当時、控訴取高。(二)かりに、被告人に訴訟能力があったとしても、被告人は、不知である。(二)かりに、被告人に訴訟能力があったとしても、被告人は、原審のである。(二)かりに、本件控訴取下に及んだもので、それにより直ちにである。(三)かりに、本件取下が有効であるとしても、被告人の真意にである。(三)かりに、本件取下が有効であるとしても、被告の手紙で、控訴取下を撤回する意思表示をしたから、本件控訴取下は有効に撤回された。以上のといるに対しておいていないというのである。

そこで、所論にかんがみ、一件記録に当裁判所における事実取調べの結果を合わせて検討すると、以下に説明するとおり、被告人は、本件控訴取下書の提出当時、その訴訟能力に欠けるところはなく、右控訴取下の行為が訴訟にもたらす効果等をも充分に認識したうえで、敢えて控訴取下に及んだものであるから、これを無効とすべき理由はなく、また、有効な控訴取下が行われた以上、取下を撤回することによって、いったん終了した訴訟状態を復活させることはできない。

一 本件控訴取下の経緯

二 当裁判所の事実取調べの経過及び結果

当裁判所は、本件が死刑判決に対する控訴の取下という訴訟法上重大な効果を伴うものであることから、その効力の有無を慎重に検討するため、同年一一月一八日同鑑定人に対する証人尋問を行い、被告人の精神状態の把握及びその訴訟能力の有

無に関する疑問点の解消に努めた。

以上の面接時の所見を基本として、鑑定人は、被告人の現在の精神状態について、被告人は、拘禁反応の状態にあるが、控訴取下書を作成、提出した時点に、な被告人に控訴取下等の行為が訴訟上持つ意味を理解して行為する能力はて、被告人に控訴取下等の行為が訴訟上持つ意味を理解して行為る。その問題はあるにしても、失前記の被告人の知能力は下でのないのでのは、、の問題というのは、、前記の被告人の知识でのでのでのでのではないでの答えたなどと応じているがでのでのではないでの答えたなどと応じているがであるよいでの特異な精神状態等に見られてなおとなってそれがにあるではないようなは、というのである。なできないはないとされるではないとされるでは、の意味しか持たないのであるに、そのにはないとは、面接ないし問診の結果が重要で、身体的をであるに、の意味しか持たないがら、、のでではないとでは、のではないとされる。

三 本件控訴取下の効力について 〈要旨〉そこで、本件控訴取下の効力について判断する。〈/要旨〉

まず、控訴取下当時における被告人の訴訟能力について検討するに、前記鑑定書及び鑑定人の尋問結果によれば、精神医学的見地から見て、当時の被告人の訴訟を力に欠けるところはないとされているところ、被告人は、前記のとおう助からとおり、当審の選問し、その理由を「もう助から」などと説明し、その都度弁護人らの説得については、事前に対し、当時のとおういう経過であったこと、本件控訴取下書を作成、提出するについては、事前に対し、当時の高いが連絡によって接見に訪れた弁護人の充分な助言や説得を受けていると認められること、被告人は、控訴取下書の用紙に自ら所要事項を記入し、当成の際、早く死刑になって楽になりたいから控訴を取り下げたという趣に答って、被告人は、控訴取下が単なる一時の気まぐれや気の迷いによる時、そのではないと認められること等を総合すれば、被告人には本件控訴取下の行為当時、その記述を表して、を表して、被告人には本件控訴取下の行為当時、その記述によるには本件控訴取下の行為当時、その記述を表しては、表しては本件控訴取下の行為当時、その記述を表していること等を総合すれば、被告人には本件控訴取下の行為当時、その記述を表していることを表している。

次に、本件控訴取下が被告人の真意にでたものか否かについて検討するに、被告人は、本件取下の動機ないし目的について、前記のとおり、「もう助からないる」とか、「早く楽になりたいから」などと説明しているところからも窺われる。現在自分が置かれている状況からみて、原審の死刑判決が重くの的な苦痛がいる。以れば八方ふさがりの状態で、助かる見込みがないことと、精神的な苦痛がいるには、むしろ早く死刑判決に服したままれる。な告人は、生来やや知能が低く、表表えて本件取下に及んだものと認められる。被告人は、生来やや知能がその真っと、表えて本件取下に及んだものと認められる。被告人は、生来やや知能が、それが正したも乏しいうえ、鑑定人が指摘する拘禁反応の影響がみられるので、そのも表表を含めて考察すると、やはり被告人には、現状からの逃避願望があり、それが死刑になって早く楽になりたいという願望に強ま

義を理解し、自己の権利を守る能力に欠けるところはなかったものと認められる。

以上のとおり、本件控訴取下当時の被告人の訴訟能力には、なんら欠けるところがないばかりでなく、その取下の行為は、死への願望に裏付けられている点で、やや特殊な動機というべきであるが、その置かれた状況に照らし真意にでたものと認められ、かつ、取下にこめられた被告人の意図に錯誤はないことが明らかであるから、本件控訴取下は有効である。

四 控訴取下の撤回の主張について

被告人は、平成三年四月二三日付で本件控訴取下書を作成して当裁判所にこれを提出した後、同年一〇月一九日付の実母宛の手紙の中で「控訴をやめないこと」、つまり控訴取下を撤回する意思を表明し、同年一一月一八日の事実取調べ期日においても、その意思を確認した。被告人が、この時期になって控訴取下を撤回しようとする真意は必ずしも明確でないが、実母宛の手紙の中で、控訴を取り下げないで続けたほうが、裁判をより早く終わらせることができるかのようにいう部分があることにも鑑みると、自己のした控訴取下の結果を意識しながら、その後における心境の変化を表現するものと認められる。

そこで検討するに、被告人のした本件控訴取下が被告人の真意にでたもので、これに錯誤がなかったことは前記認定のとおりであるから、本件控訴は、右控訴取下によって終了したものといわざるを得ないが、そうである以上、控訴取下の撤回により、いったん終了した訴訟状態を復活させることができないことは、最高裁判所の判例(昭和四四年五月三一日第二小法廷決定、最高裁判所刑事判例集二三巻六号九三一ペ—ジ)の示すとおりである。

## 五 結論

以上の次第で、被告人が平成三年四月二三日付でした控訴取下有効であり、本件 控訴は右取下により終了したものであるから、その趣旨を明らかにするため、主文 のとおり決定する。

(裁判長裁判官 小泉祐康 裁判官 秋山規雄 裁判官 川原誠)